

【別紙5不開示理由4, 5, 6, 8関係の目次】

(別紙5) 通し番号4-1	2466
(別紙5) 通し番号4-2	2472
(別紙5) 通し番号4-3	2476
(別紙5) 通し番号4-5 (同2-31)	2482
(別紙5) 通し番号4-6	2488
(別紙5) 通し番号4-6-2	2500
(別紙5) 通し番号4-7	2501
(別紙5) 通し番号4-8	2508
(別紙5) 通し番号4-9	2516
(別紙5) 通し番号4-10	2521
(別紙5) 通し番号4-11	2528
(別紙5) 通し番号5-1	2538
(別紙5) 通し番号6-1, 6-2及び6-3	2544
(別紙5) 通し番号8-1及び8-2	2555

(別紙5) 通し番号4-1

## 第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号4-1の文書(文書964)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「朴議長一行名簿、日程、接伴要領」と題する文書であって、昭和36年11月11日及び12日に訪日した韓国朴正熙議長一行の名簿及び上記一行が訪日するに当たっての日程計画及び接伴要領等事前準備に関する内容が記録されたものである。
- 2 通し番号4-1の文書のうち不開示理由4に係る不開示部分は、99ページから102ページまで(98-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、日本を訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する警備の計画等に関し、具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容、警備に関する情報の入手方法、朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報等といった警備の具体的方法及び内容等の情報が記録されている。

(乙A30)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

#### (1) 不開示理由

通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容であり、これを公にすることにより、警備に関する情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容等について手の内を明かすことになりかねず、現在及び将来の外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれがあると認められることから、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の

長が認めることにつき相当の理由がある情報であり（情報公開法5条4号）、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号4-1の文書の一部開示部分は、朴議長一行の名簿、滞日日程、接伴要領などであり、警備の具体的方法及び内容等ではない。

イ 他方、通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、前記のとおり、朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報（要人の警護方法等）を含むものであり、その内容は、現在及び将来の要人の警護方法等においても共通する部分がある。

したがって、このような要人警護の具体的方法及び内容等を公にすることにより、現在及び将来においても外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同様の警備方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすといえる（情報公開法5条4号、6号）。

2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号4-1の文書においては、警備に関する記載、例えば、「6. 警備（伊関） 北鮮系在日朝鮮人が（情報（浜本）、（三谷）、（鶴田））、デモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので、治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また、社会党、日朝協会、総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も『日米韓軍事同盟反対』等のスローガンを掲げて大衆行動を起すおそれもあり、警戒を要する。」（57～58ページ）などの記載が他にも数多く存在し、警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所、警備のための連携体制等が具体的に記録されているが、これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると、通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている上記情

報が、上記の開示されている警備に関する情報と異なり、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「手の内」といえるかは、被告の主張からは判断できない。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは、現在又は将来の行政事務に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の朴議長らの訪問をめぐる警備体制が、現在又は将来の警備体制、ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えerことは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

##### (1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A.30)によれば、通し番号4-1の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号4-1の文書は、次のような表題等を有する文書によって構成されており、この中には、例えば、「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領(第一案)」、「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接伴要領(暫定案)」のように数次にわたる検討案に係る文書も含まれている。

- a 「朴議長一行の序列」
- b 「朴正熙議長一行名簿」
- c 「朴正熙議長一行滞日日程」
- d 「朴議長一行の米国より帰途の日本通過日程の件」
- e 「朴正熙議長一行の本邦通過に関する件」
- f 「朴議長一行接伴要領」

g 「朴正熙訪日接待関係連絡先」

- (イ) 上記文書のうち、昭和36年11月4日付け「朴議長一行接待要領」と題する書面には、要旨下記の記載がある。

記

(省略)

6 警備

北鮮系等の行動も十分予想されるので警察側と慎重打ち合わせる要あり。

7 羽田における出迎え行事

(中略)

- (3) 通常雨の場合はロビーで出迎え行事を行うが、今回の場合は警備上の理由もあり晴雨にかかわらず、ランプで行う。

(中略)

- (7) 空港から迎賓館まで総理が同行するかどうか決定の要あり、それにより乗車区分を決めることとなる。

- (ウ) また、昭和36年11月5日付け「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接待要領（第一案）」と題する文書には、要旨下記の記載があり、昭和36年11月7日付け「朴正熙韓国国家再建最高会議議長一行訪日接待要領（暫定案）」と題する文書にもほぼ同旨の記載がある。

記

(省略)

6 警備 (伊関)

情報 (三谷)

② (浜本) (鶴田)

北鮮系在日朝鮮人がデモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので、治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また、社会党、日朝協会、総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も

「日米韓軍事同盟反対」等のスローガンを掲げて大衆行動を起こすおそれもあり、警戒を要する。

(中略)

#### 9 羽田における出迎行事

(2) 通常は、雨天の場合はロビーで出迎行事を行うが、今回の場合は、警備上の理由もあり、晴雨にかかわらず、ランプで行う。

(4) (略)

このほか、挨拶の順序、代理通関手続、荷物の取扱い、乗車区分等については、関係者の間で詳細に打ち合わせておく必要がある。

(エ) なお、「配車関係(北東アジア課 杉山事務官担当)と題する書面には、①当日の借上げ自動車の内容及び②行動概要が記録されているところ、後者(②行動概要)としては、訪問先等として羽田空港、迎賓館及び総理官邸等が指摘されているほか、外務省職員が移動の際にどの車両に乗車するかが記録されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によらずと、通し番号4-1の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本を訪問中の韓国朴正熙議長一行に対する警備の計画等に関し、具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容、警備に関する情報の入手方法、朴議長一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報等であり、これには羽田空港、迎賓館及び総理官邸等の間における移動時の警備体制が含まれることに鑑みると、要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。そして、原告ら主張のとおり、通し番号4-1の文書の一部不開示部分には警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所、警備のための連携体制等が記録されていることは、上記アのとおりであるが、本件全証拠によっても、上記不開示部分に記載されている情報が一部不開示部分にある

これらの情報と同程度のものであると認めるに足りる証拠はない。

ウ そうであるとすれば、通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記イのとおり、要人警護の具体的方法等を含むものであって、現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号4-2

## 第1 前提事実(各論)

通し番号4-2の文書(文書966)は、警察庁、法務省及び外務省等が作成した「朴議長訪日に際する警備対策」と題する文書(総数34ページ)であって、韓国朴正熙議長(当時)一行が訪日する際の警備対策が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり、要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等(特定の場所での警備方針を含む)が詳細に記録されている。

(甲15)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

#### (1) 不開示理由

通し番号4-2の文書に記録された要人警備対策の内容は、文書作成当時のものであっても、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条4号、6号)。

#### (2) 原告らの主張に対する反論

ア 朴議長一行名簿、日程、接伴要領に関して、通し番号4-1の文書に含まれる情報と通し番号4-2の文書に含まれる情報とは同一ではない。

イ 通し番号4-2の文書には、上記のとおり、朴議長一行の訪日に際しての要人警護についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等(特定の場所での警備方針を含む)が詳細に記録されており、要人警護についての具体的な対応の内容は、現在及び将来においても共通する部分がある。

したがって、このような対応や手段を公にすることにより、現在及び将



来の犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同様の警備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるといふ意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法5条4号，6号）。

## 2 原告らの主張の要旨

- (1) 昭和36年（1961年）の朴議長一行の訪日に関しては，通し番号4-1の文書（乙A30）において，その行動日程や日本側の準備に関する文書が開示されており，その中には，警備に関する記載が数多く存在し，警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所，警備のための連携体制などが具体的に記録されているが，これらは不開示とはされていない。

そうすると，通し番号4-2の文書に記録されている情報が，上記の開示されている警備に関する情報と異なり，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるかは，被告の主張からは判断できない。

- (2) また，不開示理由として正当化されるのは，現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ，48年前の朴議長らの訪問をめぐる要人警護対策が，現在又は将来の要人警護対策，ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えすることは極めて困難である。被告は，この点についても，現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について  
(情報公開法5条4号の該当性について)

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び別紙5（通し番号4-1）中の当裁判所の判断で認定した

事実を総合すれば、通し番号4-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国朴正熙議長（当時）一行が訪日する際の警備対策に関するものであって、要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）であり、通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている情報と同様、要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。

そして、通し番号4-2の文書に記録されている上記情報は、上記のとおり要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）であることからすると、本件全証拠によっても、通し番号4-1の文書の一部開示部分に記録されている情報と同一又は類似の内容であると認めるに足りる的確な証拠はないというべきである。

イ そうであるとすれば、通し番号4-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記アのとおり、要人警護の具体的方法等を含むものであって、現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号4-2の文書の不開示部分に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-2の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号4-3

## 第1 前提事実(各論)

通し番号4-3の文書(文書713)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「韓国親善使節団の来訪に関する件」と題する文書であって、昭和36年7月の韓国親善使節団来訪に関する件につき韓国側との事前調整内容等が記録された文書であり、このうち不開示部分は、20ページ直後の2枚であり、訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容、具体的には韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等が記録されている。

(乙A27)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

#### (1) 不開示理由

通し番号4-3の文書の不開示部分に記録された警備対策の内容は、文書作成当時の情報であっても、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条4号、6号)。

#### (2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号4-3の文書の開示部分は、韓国親善使節団の滞日日程などであり、警備の具体的方法及び内容等ではない。

イ 他方、通し番号4-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等に関わる記載部分であり、その内容は、現在及び将来の要人の警護方法等においても共通する部分がある。

したがって、このような要人警護の方法及び内容を公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同様の警備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法5条4号、6号）。

## 2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-3の文書においては、例えば、使節団が乗車する車両やそれへの警視庁無線車の同行と警護予定（18枚目）、ホテルにおける警視庁警護（3名）の待機場所（19枚目）など、具体的な警備対策に関する記載が数多く存在するが、これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると、通し番号4-3の文書の不開示部分に記録されている警備対策が、上記の開示されている警備に関する情報と異なり、公共の安全・秩序維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるのかは、被告の主張からは判断できない。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の韓国親善使節団の訪問をめぐる警備対策が、現在又は将来の警備対策、ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えerことは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A27）によれば、通し番号4-3の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号4-3の文書は、次の文書等によって構成されており、これには、崔徳新大使を団長とする韓国親善使節団が、昭和36年7月4日から同月6日までの間に、羽田空港から本邦に上陸し、池田総理大臣や竹内外務次官等を訪問するなどした後、羽田空港から台湾へ出発するとの予定につき、日本政府と韓国側とが日程等について事前に調整するなどした内容等が記録されている。

a 昭和36年6月28日付け「韓国親善使節団の来訪に関する件」と題する書面

b 昭和36年6月30日付け「韓国親善使節団の天皇陛下への謁見希望越しの件」と題する文書

c 「韓国親善使節団滞日中の日程」と題する文書

d 昭和36年7月3日付け「韓国親善使節団の滞日日程に関する件」と題する文書

e 「韓国親善使節団滞在日程」と題する文書

(イ) 上記aの文書には、要旨下記の記載がある。

記

韓国代表部朴昌俊代表代理は、昭和36年6月28日、外務省アジア局長に対し、「韓国軍事政権は、かねてより世界各国に今次クーデターの趣旨・目的等を開明してこれに対する支持を依頼するとともに、国交のない国々には、この際国交関係の樹立を要請せんがため、親善使節団を派遣することを計画してきたところ、今般、日本には、7月5日午後、崔徳新大使を団長とするグループが来ることになった」旨を告げた。

(ウ) 上記dの文書には、要旨下記の記載がある。

記

3 警視庁からの希望もあり、代表部に問い合わせたところ、次のとおり。

(イ) 4日夕刻、羽田空港には車2台(㊦650(濃紺ビュイック)と㊦633(薄空色シボレー))が迎えに行き、前車には崔徳新大使、趙南哲中佐に朴昌俊参事官が同乗、後車には金俊燁教授、金正勲に金相圭書記官が同乗する。警視庁からの無線車が後続し、ホテル・ニュージャパンまで同行、爾後使節団滞在中無線車は一行を終始警護する。

(ロ) ホテル・ニュージャパンには代表部としてスイート1、トゥインベッドルーム4を同じフロアーに留保しあり(番号は明4日昼決定)。スイートは崔徳新大使用、団員用にそれぞれトゥインベッドルーム3が当てられ、残り1つは警視庁護衛(3名)用とする。代表部から朴魯洙副領事がduty officerとして常時ホテルに所在し、金正勲随員の部屋を共用する。警視庁は、代表部係官との連絡もあるので、北東アジア課員1名が常時ホテルに詰めていてもらえればありがたいといていた。

4 張都暎辞任の報により韓国代表部金相圭書記官に親善使節団来日に何らか影響ありやと質したところ、本件は全く無関係に予定どおり来日するものと思う旨答えていた。

(エ) 通し番号4-3の文書の不開示部分は、上記(ア) dの文書6枚目の後ろ2枚に相当する部分にある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実のほか、別紙5(通し番号4-1)中の当裁判所の判断で認定した事実によれば、昭和36年11月の朴正熙韓国国家再建最高会議議長の来日の際には、北鮮系在日朝鮮人がデモその他の過激な行動に出る可能性が予想されていたことも併せ考慮すると、通し番号4-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容であって、韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定(一般的には、例えば、

韓国親善使節団が来日した際に上記のような北鮮系在日朝鮮人のデモ等が起こった場合、治安当局等がどのような対応・措置を講ずるかといった具体的なものが考えられる。)等として要人警護の具体的方法等も含むものであり、通し番号4-1の文書の不開示部分に記録されている情報と同様、要人警護の具体的方法等としては現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があると推認することができる。そして、原告ら主張のとおり、通し番号4-3の文書の一部開示部分に具体的な警備対策に関する記載があることは、上記アのとおりであるが、これらは、警視庁無線車による警護が行われることや警視庁警護の待機場所を明らかにするものにとどまり、韓国親善使節団に一定の事態が生じた場合の具体的対応等に係るものではないし、本件全証拠によっても、上記不開示部分に記録されている情報がこれらの情報と同程度のものであると認めるに足りる証拠はない。

ウ そうであるとすれば、通し番号4-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記イのとおり、要人警護の具体的方法等を含むものであって、現在及び将来における要人警護の具体的方法等に共通する点があるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの(情報公開法5条4号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号4-3の文書の不開示部分に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。



原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-3の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号4-5 (同2-31)

## 第1 前提事実 (各論)

### 1 客観的事実

韓国船籍の船舶忠南号 (以下、単に「忠南号」という。) は、昭和40年4月6日午後9時頃、紅島北西45海里にある黒山群島付近で停泊中であつたところ、その右舷船尾に日本船籍の底引網漁船が衝突したこと (以下「忠南号衝突事故」という。) から、同底引網漁船に救助要請をしたが、同底引網漁船が逃走したため、大黒島まで自力で入港し、海上保安庁の865艇に被害申告をした。

### 2 通し番号4-5の文書

通し番号4-5 (同2-31) の文書 (文書749) は、外務省アジア局北東アジア課 (当時) が昭和40年4月13日付けで作成した「忠南号事件について (黒山群島付近における衝突事件)」と題する文書であつて、黒山群島付近において忠南号 (韓国船籍) に底引網漁船 (日本船籍) が衝突したとされる事故に関する報告書であり、このうち不開示部分は、1ページ (-1-) の上から3行分と4ページ (-3-) に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分) であり、忠南号衝突事故について、事故情報を把握した経緯として、海上保安庁が第三者から情報を収集した際の具体的な手法が記録されている。

(以上につき、乙A38)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

#### (1) 不開示理由

通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報収集の手法等に関するものであり、それが文書作成当時の情報であっても、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩

序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第5条4号、6号）。

また、通し番号4-5の文書の1ページで不開示とした部分は、事故情報の把握の具体的方法が記録されており、韓国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある（同条3号）。

## (2) 原告らの主張に対する反論

通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、海上保安庁による第三者からの情報収集の具体的な手法であり、その内容には現在及び将来においても共通する部分がある。

したがって、このような情報収集の手法を公にすることにより、現在及び将来においても韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同種の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである（情報公開法5条3号、4号、6号）。

## 2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-5の文書の開示部分には、事故の内容のみならず、事故内容が被害船である忠南号によって「865艇」（注：これは、海上保安庁の船艇であると考えられる。）に申告されたという経緯が記録されており、情報の入手経路は明らかにされている。

そうであれば、海上保安庁の船艇がその被害申告をどのように分析・評価したかといった情報は、海上保安庁による通常の高難事故の取扱いを示すものにすぎず、そのような情報が公開されたとしても、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは通常考えられない。それにもかかわらず、高難事故の取扱いに関わる文書や情報が、どのように公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを被告は何ら説明していない。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、漁船の衝突事故に関する44年前の「情報収集のあり方や分析・評価の手法等」が、現在又は将来の警備体制、ひいては公共の安全・秩序維持や事務事業の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えerことは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれ何ら明らかにしていない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

- (1) 証拠(乙A38)によれば、通し番号4-5の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

ア 通し番号4-5の文書は、昭和40年4月13日付け「忠南号事件について(黒山群島付近における衝突事件)」と題する文書であり、①忠南号衝突事件の概要及び②忠南号が海上保安庁の艦艇に申告に至った経緯が記録されているところ、②の点について、その一部開示部分には要旨下記の記載がある。

記

- (4) 加害船に救助要請したが、加害船は逃走した。浸水なく大黒島へ入港して申告した。

現在忠南号は応急修理し、漁労作業に差し支えない。

イ 通し番号4-5の文書の不開示部分は、本文冒頭の記載と考えられる部分にあり、その記載は下記のとおりである。

記

■■■不開示部分■■■

— ■■■不開示部分■■■被害船忠南号が865艇に申告した概要は次のとおりである。

- (2) 上記(1)の認定事実によれば、本文第3の1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号に定めるものに該当するか否かをについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。
- (3) そこで、上記観点から検討するに、前提事実及び上記(1)の認定事実によれば、通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、海上保安庁が忠南号の申告前に事故情報を把握した経緯として、海上保安庁が第三者から情報を収集した際の具体的手法であると推認することができる。そして、当該情報収集の具体的手法がいかなるものであるかについては、本件全証拠によっても必ずしも明確ではないものの、被告主張に係る不開示理由等の弁論の全趣旨により認められる一切の事情に照らすと、仮にこれが公になれば、韓国との信頼関係を損なうと考えられる態様のものであることも想定し得なくはなく、このような態様による情報収集の具体的手法が海上保安庁により現在又は将来にわたり使用されるものであることもうかがわれる（当該情報収集の具体的手法が上記のような態様のものであるとすれば、被告においてその具体的内容を上記の程度を超えて明らかにすることは、その開示

を強いられるのと同じの結果を生じることになるから、上記程度の主張立証をするにとどまることも、やむを得ないというべきである。)。そして、本件全証拠によっても、当該情報収集の具体的手法が公衆が知り得るような海上保安庁による通常の海難事故の取扱いを示すものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

そうであるとすれば、通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

- (4) そして、通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報を不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるかどうかを検討するに、上記(1)~(3)で説示した当該情報の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

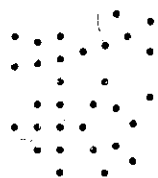
(5) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-5（同2-31）の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適

法である。



(別紙5) 通し番号4-6

## 第1 前提事実(各論)

通し番号4-6の文書(文書750)は、昭和40年5月から同年7月までの間において水産庁及び外務省が作成した「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書であって、昭和40年5月当時の漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制について、水産庁及び外務省が海上保安庁警備第二課と事前調整した内容及びその検討状況等が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり、このうち不開示部分は、18ページから22ページまで(「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり、李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況や海上警備の方法等に係るものが記録されている。

(乙A39)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

#### (1) 不開示理由

通し番号4-6の文書の不開示部分に記録された警備体制に関する情報は、文書作成当時の情報であっても、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法第5条4号、6号)。

#### (2) 原告らの主張に対する反論

ア 原告らの主張に係る「極秘」及び「秘」の秘密指定は、文書が作成され



た当時の実質的な秘密の程度を勘案した上、その程度に応じて形式上指定されたものであるが、情報公開法に基づく開示と不開示の判断は、開示決定の時点において情報公開法5条各号に該当しているかどうかの観点から行うものであり、形式的な秘密指定の区分の観点から行うわけではない。

イ そして、通し番号4-6の文書の不開示部分は、上記のとおり、李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況が具体的かつ詳細に記録された内部文書であり、海上警備の方法に関する情報を含んでいるところ、このような情報を公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、同様の警備体制を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法5条4号、6号）。

## 2 原告らの主張の要旨

- (1) この当時の海上保安庁の警備体制の変更に関する検討内容については、通し番号4-6の文書のうち昭和40年5月12日付けの「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書（以下「12日付文書」という。）において、日韓漁業協定発効後の警備体制が詳細に記載・検討されており、12日付け文書は、情報公開室によって「極秘」扱いされていたにもかかわらず、これに含まれる海上保安庁の説明部分が全て開示されている。

ところが、同月19日付けの「海上保安庁の警備体制の変更について」と題する書面（以下「19日付け文書」という。）については、情報公開室によって「秘」扱いとされているにすぎないのに、海上保安庁の希望・質問事項に関する部分が不開示とされている。

そうすると、12日付け文書及び19日付け文書は、いずれも海上保安庁の今後の警備体制についての情報が記録されているにもかかわらず、「極

秘」扱いされている12日付文書に不開示とされる部分はなく、逆に「秘」扱いにすぎない19日付文書の添付文書が不開示となっていることは疑問である上、被告は、「海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容である」と述べるのみで、通し番号4-6の文書の不開示部分とされた19日付け文書の一部について、同じく警備体制を具体的かつ詳細に述べた12日付文書との区別の理由を何ら述べておらず、その不開示を基礎付ける主張として甚だ不十分なものである。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた44年前の警備体制に関する記載が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えerことは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

##### (1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A39)によれば、通し番号4-6の文書に関し、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号4-6の文書は、次の文書によって構成されている。

- a 北東アジア課が昭和40年5月12日付けで作成した「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」と題する文書(12日付け文書)

なお、この文書は「極秘」と指定されていた。

- b 北東アジア課が昭和40年5月19日付けで作成した「海上保安庁

の警備体制の変更について」と題する文書（19日付け文書）

なお、この文書は、通し番号4-6の文書の不開示部分を含むものであり、「秘」と指定されていた。

- c 水産庁漁業調整課が昭和40年5月27日付けで作成した「特哨実施方針の変更について」と題する文書
- d 海上保安庁警備救難部長が外務省アジア局長宛てに昭和40年6月30日付けで発出した「日韓漁業協定合意議事録3(d)項の「専ら漁業の取締りに従事する自国の監視船」について（照会）」と題する文書
- e 外務省アジア局長が海上保安庁警備救難部長宛てに昭和40年7月7日付けで発出した「日韓漁業協定合意議事録3(d)項の「専ら漁業の取締りに従事する自国の監視船」について」と題する文書

(4) 上記(7)の各文書が作成された経緯は、次のとおりである。

- a 昭和40年5月12日、海上保安庁警備第2課は、北東アジア課を来訪し、海上保安庁で検討中である漁業協定発行前及び発効後の警備体制に関し、事務レベルでの協議を行った（(7)aの12日付け文書）。
- b 昭和40年5月18日、海上保安庁警備第2課長は、北東アジア課長に対し、海上保安庁内で従来よりの李ライン水域における哨戒業務（拿捕防止活動）を変更することを考慮中であるとして、海上保安庁警備第2課作成の文書（(7)bの19日付け文書で「別添の書きもの」とされているもの。以下「本件別添文書」という。）を提示して外務省に対する要望事項・質問事項等を説明したところ、北東アジア課長から、本件別添文書の1～4項の内容を骨子とする体制に変更することは結構であるが、その変更時期については水産庁の強力な行政指導が実効を上げる時期との関係も十分に考慮しなければならないこ

と等を指摘するなどされた ((7) b の 19 日付け文書)。

- c 水産庁漁業調整課は、昭和 40 年 5 月 27 日付けで、海上保安庁が検討中の特哨実施方針の変更の内容及び実施時期等に対する同課の意見及び水産庁の取締体制の詳細等を取りまとめた ((7) c の文書)。
- d 海上保安庁警備救難部長は、昭和 40 年 6 月 30 日、外務省アジア局長に対し、同月 18 日の日韓会談漁業委員会において、日本監視船には海上保安庁所属巡視船艇が含まれないとの了解が韓国側との間で成立したものと解されるので、これに基づく業務方針を作成したいので、外務省の意見を開示されたい旨照会したところ ((7) d の文書)、外務省アジア局長は、同年 7 月 7 日、海上保安庁警備救難部長に対し、意見のとおり措置されて差し支えない旨回答した ((7) e の文書)

(7) 前記 (7) a の文書の内容

- a まず、前記 (7) a の 12 日付け文書には、海上保安庁警備第 2 課の説明等として、要旨下記の記載がある。

記

1 漁業協定発効後の体制について

- (1) 巡視船の任務は、(i) 韓国漁業水域、関係漁業禁止区域への日本漁船の侵犯の予防・取り締まり、(ii) 共同規制水域における違反船の取締り、(iii) 日本漁業水域侵犯の韓国漁船の取締りが中心になると思う。
- (2) 漁業水域は漁業に関しては領海と同様にみなされるので、漁業取締りを目的とした巡視船は、韓国漁業水域へ原則として立ち入らないものとしたい。韓国漁業水域においては、漁業に関する限り、韓国側が専ら取締りを行うものと了解している。ただし、韓国漁業水域で操業し、その外側に出てきた日本漁船に対して取締りを行えると考ええる。

- (3) 韓国警備艇による日本漁船の追跡、臨検、拿捕事件が明らかに韓国漁業水域内において発生した場合は、事件解決のための交渉又は事件内容の調査は、同水域外において行うことを原則としたい。
- (4) 韓国警備艇による日本漁船の追跡、臨検、拿捕事件が韓国漁業水域外において発生した場合は、従来どおり日本漁船保護のための措置を執りたい。
- (5) 韓国警備艇による日本漁船の追跡、臨検、拿捕事件が韓国漁業水域の内か外かはっきりしない場合は、少なくとも現場解決のルートを確立するよう韓国側と話し合っしてほしい（これに対する北東アジア課のコメントは、「現段階で「合意事項」で合意されていること以外を持ち出すことは難しい」とある。）。
- (6) 韓国漁業水域よりの韓国警備船の追跡権は日本領海線まで及ぶものと解される（これに対する北東アジア課のコメントは、「この点について韓国側がこれを持ち出さない以上、詰めを行う予定はないが、日本側の腹積もりとしては、追跡権は、追跡を受けた漁船の属する国の漁業水域の外側の線まで、漁業水域のないところではその国の領海の外側の線までと考えて差し支えない」とある。）。
- (7) 巡視船としては追跡権行使中に韓国警備艇に対し拿捕妨害活動を行うつもりはない。しかし、被追跡日本漁船が巡視船に保護を求めた場合は、これを保護し、韓国側の引渡し要求に応ずることなく日本側が処理したい（これに対する北東アジア課のコメントは、「本項の前文と後文の関係、ひいては(2)ただし書との関係も実態的にどうなるかはっきりしないが、日本側内部で意思統一を図る必要があることを再確認した」とある。）。

## 2 漁業協定発効前の体制について

- (1) 原則として、漁業協定発効前においても前記1の方針に則り、警備を実施したい。
- (2) まず、従来のように韓国警備艇をその停泊港の外側3海里で待ち伏せし、韓国警備艇の出港とともにその先方で露払いをするという体制は廃止したい。このような体制は韓国側を刺激し、政治的にも好ましくないと思う。
- (3) よって、明らかに韓国漁業水域となる部分で追跡、臨検、拿捕事件が発生した場合においては、韓国側への申入れを行うにとどめ、拿捕妨害行動はとらず、拿捕連行されてもやむを得ない（これに対する北東アジア課のコメントは、「外務省は、かねてよりイニシアル後も従来どおりの警備体制を維持し、将来設定されるべき漁業水域内においても拿捕事件が起こらないよう拿捕妨害行為等の措置を執ってほしい旨申し入れ済みであり、これは、政治的にみて、巡視船の活動による韓国側の刺激と拿捕事件発生の場合の日韓双方の刺激とのバランスの問題として外務省は後者が大きいと判断する。」とある。）。

b これに対し、外務省が海上保安庁に申し入れる見解として、要旨下記の記載がある。

### 記

- (1) 漁業協定発効前の警備方針を決定するに当たっては、次の諸点を考慮する必要がある。
  - (イ) 法律上は、了解事項は効力なく、法律問題としてでなく、あくまでも实际的考慮に基づく本件を考慮すべきである。
  - (ロ) 韓国側においては、学生デモの1つの主要スローガンが「海賊日本漁船」反対にあったように、韓国近海に日本漁船が現れ

ることに韓国学生を含め世論は極めて敏感に反応する、この点につき、韓国政府は日本政府よりはるかに困難な立場に立たされている。最終期にある日韓交渉を円滑に妥結させるためには刺激的な行動はできるだけ避けることを得策とするので、日本漁船の韓国近海出漁は、これを抑止するのみならず、巡視艇も韓国近海内で行動を行わないことが希望される。

(ハ) 日韓交渉妥結が相当伸びるようであれば事情は変わってくる。

(ニ) 他方、水産庁が12海里水域内での日本漁船の出漁防止の行政指導をどれほど強力に行うかにもこの問題は依存する。明確な行政指導により抑止を求めている場合に12海里に出漁する日本漁船はいわば自己のリスクで出漁するものであり、その保護の程度はそれほど必要はない。もし弱い行政指導を行うならば、保護は大であるを要する（水産庁はあと2週間くらいすれば行政指導を周知徹底させるといつている。その後は強い指導が実効的に行われるものと推定される。）。

(ホ) 海上保安庁は、マン・ツー・マンの警備体制を敷かなければ保護の万全は期し難いとしているが、上記(ニ)に見合った保護で満足するほかない。

(2) 結論として、水産庁が強い行政指導を行うことを前提として、それが実効的となる時期から、12海里水域すれすれを巡視し、できるだけ保護の実を上げるようにすることを外務省の方針とし、韓国側にもこの方針を知らしめ、韓国側が拿捕を差し控えることを求める。ただし、拿捕が現実起こった場合には、再検討する。なお、日韓交渉が大幅に妥結遅延する見通しとなった際も再検討する。

(エ) 前記(ア) b の19日付け文書の内容

前記(ア) b の 19 日付け文書は、昭和 40 年 5 月 18 日における海上保安庁警備第 2 課長と北東アジア課長との協議結果が記録されているところ、海上保安庁が内部で検討していた李ライン水域における哨戒業務（拿捕防止活動）の変更等の概要及び海上保安庁の外務省に対する要望事項・質問事項等は、本件別添文書に集約されていること（ただし、通し番号 4 - 6 の文書の一部開示部分に本件別添文書に相当する記録部分はない。）から、当該協議結果も本件別添文書を踏まえて要旨次のとおり記録されている。なお、通し番号 4 - 6 の文書の不開示部分は、次に掲げる記録がある部分の後続部分であり、全 5 ページである。

ア 北東アジア課長は、海上保安庁警備第 2 課長の「別添の書きもの」に沿った説明に対し、1, 2, 3, 4 を骨子とする体制に変更することは結構だと思うなどと述べた。

イ 海上保安庁の外務省に対する希望事項、質問事項（(1)～(7)）に対する北東アジア課長の回答は、次のとおりである。

(1)については、そのような約束をとるよう努力したい。

(2)の約束をとることは難しいが、そういう希望は表明してきているし、今後もしたい。

(3)についても、過去の交渉の経緯もあり、せいぜい希望を表明するくらいだ。

(4)の話し合いの予定は特にない。

(5)はそのとおり。

(6), (7)もしかりだと思う。

いずれにしても重点的に (1) (及びせいぜい(2)) だけを韓国側に申し入れる方が効果的である。なお、たとえ韓国側がこれら事項に同意しなくても、お考えのような警備体制の変更を行った方がよいではないかと思う。



ウ 上記協議の結果、北東アジア課長は、上記イの希望事項・質問事項を検討の上、正式に回答することにし、海上保安庁警備第2課長は、検討した上、改めて長官よりアジア局長に申し入れをするだろうと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり、主として、①李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況及び②海上保安庁による海上警備の方法に係るものであるところ、前記ア(ア) aの文書において、海上保安庁による従来の李ライン水域における漁船に対する警備体制（海上警備の方法を含む。なお、この点については、別紙5（通し番号3-1及び4-6-1）の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条3号該当性について）(1)ア(ア)で説示したとおり、昭和27年5月23日付けで閣議決定された「拿捕事件対策」の概要としても、他の行政文書（通し番号3-1（同4-6-2）の文書）の一部開示により既に公にされている。）及びこれを漁業協定発効後に変更する場合の変更点が、これに関して海上保安庁が外務省に韓国側との交渉等を求める事項等も含め、具体的に明らかにされており、本件全証拠によっても、当該情報中の漁業協定発効前後における海上警備の方法等がこれと全く異なるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことを併せ考慮すれば、当該情報中の漁業協定発効前後における海上警備の方法は、前記ア(ア) aの12日付け文書に記録されているところと著しく異なるものではないと推認することができる。

そうであるとすれば、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報は、海上警備の方法に係るものであるとしても、他の行政文書に

よって既に公にされているものと著しく異なるものではなく、また、当時の外務省の方針としては、海上保安庁による海上警備の方針等を韓国側に知らしめて拿捕を差し控えることを求めることとされていたこと等の特段の事情があるから、既に日韓間で李ライン問題自体は解消されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化等をも併せ考慮すれば、一般的又は典型的にみて、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

以上によれば、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

### (1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条4号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 海上保安庁の海上警備等といった事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 他の行政文書に

よって既に公にされているものと著しく異なるものではなく、また、当時の外務省の方針としては、海上保安庁による海上警備の方針等を韓国側に知らしめて拿捕を差し控えることを求めることとされていたこと（同(1)ア(ウ) b の認定事実参照）も併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号4-6の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号4-6-2

通し番号4-6-2の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報  
該当性については、(別紙5)通し番号3-1で併せて説示する。